

障サ第1068号
令和5年4月20日

県所管域（指定都市及び中核市を除く。）

指定障害者支援施設
指定障害福祉サービス事業所
(共同生活援助、居宅介護、重度訪問介護、
短期入所、重度障害者等包括支援に限る)
指定障害児入所施設

管理者殿

神奈川県福祉子どもみらい局
福祉部障害サービス課長
(公印省略)

障害福祉分野のロボット等導入支援事業の活用に係る意向確認 について（照会）

本県の障がい福祉行政の推進については、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、国の令和4年度第二次補正予算（令和5年度への繰越分）に係る障害福祉分野のロボット等導入支援事業の実施が見込まれているため、県では、対象の施設、事業所等における本事業の活用の意向について、事前に確認をさせていただくこととなりました。

つきましては、次の事業内容等を御確認いただき、補助事業が実施された場合に事業の活用を希望される施設、事業者等におかれましては、期日までに必要事項を回答してください。以前までの補助事業からの変更点がありますので、すべての内容を必ず確認した上で、回答するようにしてください。

なお、本事業は国・県で実施を決定したものではなく検討中であることを申し添えます。

1 障害福祉分野のロボット等導入支援事業について

(1) 対象施設

障害者支援施設、グループホーム、居宅介護、重度訪問介護、短期入所、重度障害者等包括支援又は障害児入所施設

(2) 補助割合

国1/2 県1/4 事業者負担1/4

(3) 導入機器1台当たりの補助基準額の上限

ア 移乗介護、入浴支援

10万円以上100万円以下

イ 移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション支援

10万円以上30万円以下

(4) 1施設・事業所に対する補助基準額の上限

- ア 障害者支援施設：全ての機器の合計額210万円を限度
- イ グループホーム：全ての機器の合計額150万円を限度
- ウ その他事業所：全ての機器の合計額120万円を限度

2 応募について

(1) 回答期日

令和5年5月31日（水）まで

※国の補助事業の動向により、期日を前倒しする場合があります。

応募される場合は、早めに御回答ください。

(2) 回答方法

次により、関係資料を電子メールで提出してください。

<提出資料>

- R5_ロボット回答様式_〇〇 (Excel)
※〇〇に法人名を記載すること
- 製品のカタログ (PDF)
- 見積書 (PDF)
→ 複数の業者から徴し、当該見積書を提出すること。また、原則として、最低価格を提示した業者を選定し、その価格を回答様式に記載すること。

<提出先> shisetsu-koubo@pref.kanagawa.lg.jp

※メールの題名に「R5_ロボ_〇〇（法人名）」と記載すること。

(3) その他要件等

- 国及び県の予算動向等により実施しない場合がありますが、実施した際に選定が必要な場合、本協議に回答のあった施設等を優先します。
- 締切日までに複数の書類提出が必要になりますので、その事務量及び迅速な処理が必要になることを予め御承知おきください。
- 県が交付決定する前の事業着手（契約等）は認められません。
- 補助事業の完了（機器等の導入完了）は令和5年度中を目途としますが、詳細の納期等については回答様式内の導入スケジュールに記載いただいた内容をもとに、個別に相談させていただく場合があります。
- 本事業によりロボット等を導入した事業者は、実績報告書とは別に、概ね導入3か月後に、客観的かつ定量的な指標に基づいて導入前後を比較の上、導入製品の内容や生産性向上による業務効率化及び職員の業務負担軽減の効果等について県に報告していただきます。また、報告内容について自身のホームページ等で公表していただきます。なお、県においても公表情報について、県HPに掲載します。
- 国において採択の可否について査定を行う際、以下の事業者による申請について優先的に採択されます。（県では、その他の視点を踏まえた上で、県としての優先順位を決定します）
 - ① 生産性向上により超過勤務手当等の経費に金銭的剰余が出た場合には、当該費用を利用者が受けける障害福祉サービスの質の向上や職員の賃金改善

に資する取組に適切に使用することとし、その旨を職員等に周知する旨を申し出た事業所

- ② 応募時において「福祉・介護職員処遇改善加算」を算定している事業所
- ・ 同一法人が運営する既存事業所において、障害者総合支援法（以下、法）第48条第1項及び児童福祉法（以下、児法）第21条の5の22第1項及びに基づく監査を受け、法第49条第1項及び児法21条の5の23第1項に基づく勧告又は、法第50条第1項及び児法21条の5の24第1項に基づく行政処分を受けた法人は、当該勧告等を受けてから5年間は対象外です。
 - ・ 同一法人が運営する既存事業所について、応募の時点で県障害サービス課監査グループをはじめとする行政機関から虐待認定や書面で指導を受けしており改善措置が完了していない場合は、補助対象外となります。

問合せ先
福祉施設グループ 西川
電話 045-285-0738（直）
メールアドレス shisetsu-koubo@pref.kanagawa.lg.jp